

第2回 削減したCO₂を売るには？ ～J-クレジット制度活用のポイントあれこれ～

前回のコラム(2015年8月5日配信)では、CO₂をはじめとした温室効果ガスの削減に、他者が削減した排出量をクレジットとして購入して相殺(カーボン・オフセット)する、クレジットを「買う側」としての活用をお勧めしました。

そこで今回は、実際にCO₂を削減して、クレジットを「売る側」として「J-クレジット制度」を活用する場合のポイントをQ&A形式でご紹介します。

■削減量算定の基本的な考え方は？

排出量取引制度での削減量の根本的な考え方は、“ベースライン&クレジット”と“キャップ&トレード”との2種類があります。J-クレジット制度ではこのうち、“ベースライン&クレジット”を採用しています。

ベースライン&クレジットは、例えば、何もなかった場合の排出量を「ベースライン」として設定し、プロジェクト(設備更新等)を実施した後の排出量と比較して、事業者等が自主的に削減した量をクレジットとして認証する方法です。一方、“キャップ&トレード”は総排出量に制限をかけて、対象の事業者等にCO₂の排出削減を要請するものです。

■CO₂が削減できれば何でもあり？

CO₂の削減には、様々な方法が考えられます。「a.省エネ型の機器を導入した」「b.再生可能エネルギーによる発電に変えた」「c.自動車通勤を廃止した」「d.コピー用紙を再生紙にした」などなど…。挙げればキリがないですが、J-クレジット制度ではその対象となる計算方法を、“方法論”として定めています。(2015年9月末現在で60の方法論(森林吸収による方法論を含む)があります。ちなみに上記のc.とd.は方法論として認められていません。)

削減量の算定方法は、それぞれの方法論によって条件や適応内容が細かく決められているため、この確認が制度活用するうえでのポイントになります。

■設備を新設した場合は対象にならない？

設備の更新ではなく、新しく導入(新設)した場合でもプロジェクトとして認められる場合があります。しかしその時はどうやって削減量を計算するのか？古い設備がないので、何をベースラインとして設定するのでしょうか？

基本的にはその土地・用途で一般的に導入し得る設備によるCO₂排出量をベースラインとして設定します。しかし、方法論によっては、トップランナー基準に該当するような効率のいい機器の排出量をベースラインとして設定するものもあるため、この場合、新設のプロジェクトは更新に比べて削減量がぐっと減ってしまう、ということが起きます。

■設備の更新はすべて対象になる？

上記の場合、新設に比べて設備の更新の方が削減量はたくさん出るようになりますが、それがずっと昔から使用していて古くなったから変える、という場合には“更新”として認められないケースがあります。具体的には設備の法定耐用年数の2倍以上経過した設備を変えする場合、更新ではなく“新設”扱いになってしまいます。古くなったから変えるのではなく、効率を良くしてCO₂を減らすために変える、という姿勢が必要ということですね。

また、事業者の経営にとって重要な指標の1つに設備更新による投資回収年数があります。通常は短ければ短いほど嬉しいものですが、J-クレジットでは投資回収年数が3年以上必要、という要件があります。投資回収に時間がかかっても、環境にいいのであえて実施する、という積極的な設備投資を制度として支援しているのです。

■設備を導入すればクレジットが手に入る？

削減量をクレジットとして流通させるためには、実際にどれだけ削減できたか、“モニタリング”しなければなりません。削減量を計算する方法を計画として認められたら、実際に設備を稼働して一定期間モニタリングすることになります。モニタリングにあたっては、設備にかかるエネルギー使用量がきちんと計測できることが大切です。第三者が発行している購入伝票等や、設備についている流量計などにより、数値を計測する必要があります。

場合によっては、計測数値が妥当かどうか、流量計のカタログまでチェックして確認するほどです。

こうしたいくつかのポイントを押さえて確認していくことで、国により削減量(クレジット)が認められることになります。いかがですか？「ちょっと面倒だな」と思われるかもしれませんが、でもご安心を。一定の要件を満たした事業者であれば、国による計画書の作成やモニタリングの支援を受けることができます。要件の詳細は以下のサイトをご覧ください。

<http://www.chubu.meti.go.jp/d34j-credit/index.html>

中部地域でJ-クレジット制度の登録に取り組む事業者は年々増えて来ています。どんな事業者がどんな取組をしているか？自社が取り組もうとしている内容で参考になるものはないか？以下のサイトでは中部地域でのクレジット創出事例がご覧いただけます。

<http://www.chubu.meti.go.jp/d34j-credit/jirei/jirei.html>

みなさんも国の制度を活用して、環境価値の創出にチャレンジしてみませんか？